「右極」概念の再検討

村松 惠二

目次

- 1. はじめに
- 2. 歴史的背景——再資本主義化のなかの「新しい右翼運動」
- 3. いくつかの提議の試み
- 4. むすびに代えて

1. はじめに

1990年代はじめ、北ドイツの都市ロストックで発生した難民襲撃をはじめとする、いわゆる「ネオ・ナチ」の暴力行為は、近年ではマス・メディアをにぎわすことはなくなった。しかし、「移民問題の解決」を主要課題とする、いわゆる極右的な、あるいはナショナリスティックな運動は、ヨーロッパに絶えていない。選挙のたびにいずれかの国でこうした集団の勢力伸長が報ぜられている。いや、類似の運動の存在はヨーロッパに限定されず、たとえばオセアニア地域でも、ニュージーランド人の優先を主張しつつ、移民問題の解決を主要課題に掲げる「ニュージーランド・ファースト党」の勢力伸長が報告されている。

第二次世界大戦後の、いわゆる「極右」(ファシズム・ナチズム類似の集団)の台頭の波は、戦後それほどの日をおかずに生じた第一波から、1960年代末の第二波となり、第三の波は、1980年代中葉にはじまった。1970年代中葉の、オイル・ショックがきっかけとなった深刻な世界同時不況を境に、先進諸国で継続していた福祉国家化の流れは、大きな転換を迎えた。これは、ソ連の「ペレストロイカ」からはじまった社会主義圏の体制転換と、アメリカ主導によるグローバル化の進行、各国での新自由主義経済政策の採用と相まって、世界の政治経済の激変をもたらした。「極右」

台頭の第三の波は、こうした福祉国家の危機 を歴史的背景として生じた現象である。

1980年代中葉以降台頭した、いわゆる極右的な、あるいはナショナリスティックな政治運動全体をいかに定義すればよいのか。本稿では、これらの運動全体を、ひとまず「新しい右翼運動」と呼んで論を進めていこう。これがもっとも一般的な概念である。具体的に、国政レヴェルで議員を擁している政党をあげるなら、ノルウェーの進歩党、デンマークの進歩党と人民党、ベルギーのフラームス・バラングのオーストリア自由党(2005年4月の自由党分裂によって創立された「オーストリア未戻同盟」を含む)、スイス人民党、フランスの国民戦線、ヨーロッパ以外では、ニュージーランド・ファースト党、などの諸政党である(1)。

筆者は、オーストリア自由党の動向を、ヨーロッパ全体で生じている「新しい右翼運動」現象全体を理解するためのモデルと考えている。近年のオーストリア政治史を振り返れば、オーストリア自由党の、躍進と凋落と再浮上の姿が明瞭になるからである。しかし、その詳述は別稿の課題として、本稿では、まず、この「新しい右翼運動」の定義をあたる諸理論の複雑な絡み合いを整理する。有力なのは、こうした運動を「極右」と定義する方法と、「右翼的ポピュリズム」と定義する方法である。この二つの定義のうち、本稿では、「極右」という定義について、詳細に検

討する。「右翼的ポピュリズム」概念の検討 については別稿を準備中である。

さて、戦間期ドイツの「保守的革命」論についての定義と同様、「新しい右翼運動」の定義をめぐる言説は、ほとんどがその困難性の告白からはじまる。この運動を指示するために国際的にもっとも頻繁に用いられる用語は、ウーヴェ・バッケスによれば、「極右」ということばであるが、それ以外にも、「極端な右翼」「急進的右翼」「右翼急進主義」「新右翼」「ポピュリズム」「有翼的ポピュリズム」「「原理主義」「ナショナリズム」など、多くの用語が用いられていることからもそれは理解できる。

一般的には、ある社会現象を定義しようと するとき、いくつかの類似の現象から諸現象 に共通する特徴を数えあげて定義する。定義 を構成する要素が多ければ定義は詳細にな り、それに該当する現象は少なくなる。逆に、 定義の構成要素が少なくなれば、定義はより 一般的・抽象的になり、適用範囲は拡大する が、具体的イメージは乏しいものになる。ど の要素を重視するのかは研究者の観点にか かっているため、どうしても指標の設定が主 観的になる。とりわけ、新しい右翼運動がナ ショナリズムを特徴としていることから、各 国ごとの特殊事情を考慮に入れざるをえなく なるため、運動の特徴をメルクマールとし て、新しい右翼運動を定義するのが困難にな るのである。

本来、ある社会現象を定義するには、社会科学の方法論についての一定の共通理解が前提になる。その前提が異なれば、ある概念をめぐってほとんど比較不可能なほど異質な定義が現われることになる。そのもっともよい例がファシズム概念をめぐる議論であり、「全体主義論」を前提に組み立てられた定義とマルクス主義的方法を前提に鍛えられた定義と、まったく別の二つの「ファシズム」定義

が現われることになる⁽²⁾。しかし、ある程度 の方法上の一致さえあれば、他の現象との関 係を明らかにしたうえで、全体を鳥瞰するこ とのできる定義が可能になる。本稿のテーマ である「新しい右翼運動」に関していえば、 この思想と運動を政治空間(政治潮流)のな かに位置づけることが可能になるはずであ る。

以下では、まず、厳密な意味では方法論的 議論ではないが、福祉国家の行き詰まりと各 国経済の急速なグローバル化の進行という共 通の歴史的背景のなかで、各国が抱えている 共通の課題を明らかにし、そのなかに「新し い右翼運動」を位置づけてみたい。そのうえ で、新しい右翼運動を「新右翼」と呼ぶ定義 から検討をはじめ、「移民問題」という争点 を重視して議論を展開する定義、さらには、 右翼・左翼、過激・穏健という二つの軸を設 定して、新しい右翼運動を「極右」と定義す る理論まで、代表的と思われる定義を順次検 討する。

2. 歴史的背景——再資本主義化のなかの 「新しい右翼運動」

本稿で解明しようとしている1980年代以降 台頭してきた新しい右翼運動は、1960年代ま でに現われてきたいわゆる「ネオ・ファシズ ム」運動とは異なり、第二次世界大戦前の右 翼思想をそれほど引きずっていない。むろ ん、ファシズムやナチズムと無関係というこ とではなく、その運動のリーダーたちは、明 らかに親近感を示しているが、ファシズムや ナチズムとは一応切断される。わが国におい てこの点を早くから指摘していたのは山口定 である。山口によれば、イタリアにおいても ドイツにおいても、80年代中葉以降の右翼運 動は、かつてのファシズムやナチズムの「残 党」とは「異質な『新しい右翼』の登場を示 しているのである」⁽³⁾。なお、とくに断らな い限り、以下では、ネオ・ファシズムという

場合、ネオ・ナチズムをも含んだ概念として 用いている。

福祉国家の危機

もっとも大きな違いは、新しい右翼運動が、1970年代中葉以降の「福祉国家の危機」という現実から生まれてきた運動だということである。第二次大戦後の福祉国家は、いわゆる「戦後合意」に支えられ、「混合経済」を基礎として、西欧諸国に「豊かな社会」を実現し、社会主義と資本主義の対立を克服したかに思われた。しかし、それは、70年代中葉の世界規模の不況のなかで、急速に危機的状況に陥った。ケインズ型経済政策を基礎として達成されてきた高度経済成長が終焉し、同時に、国家財政の膨大な赤字に端的に示されたように、いわゆる「ケインズ型福祉国家」の行き詰まりはだれの目にも明らかとなったのである。

福祉国家批判は、「新保守主義」として展開された。それは、経済政策としては、新自由主義の採用となり、しかし同時に、いわゆる「カウンター・カルチャー」に代表される「社会の乱れ」を批判し、伝統的な社会規範と法秩序を厳守することを主張した。ケインズ型福祉国家を批判しつつ台頭してきたこの新保守主義と、70年代中葉以降、急速に進展しはじめた資本主義経済のグローバル化とが、新しい右翼運動が台頭する歴史的背景になっているのである。

福祉国家の危機をいかなる方向で克服するのか。これが、オイル・ショック以降の政治の基本的対立軸であった。一方には、新自由主義的経済政策を基礎として、〈再資本主義化〉の方向で「克服」することを求める右翼(右派)勢力がある。〈再資本主義化〉とは、本稿では、福祉国家以後の、先進資本主義国における新自由主義経済政策の採用と、社会主義諸国における体制転換以後の、資本主義経済の急速なグローバル化を意味している。70年代末以降樹立される「新保守主義政権」

は、福祉国家システムの危機を「克服」する ために、一方で、新自由主義的経済政策を採 用して、いわゆる「社会主義的」要素を排除 しつつ、市場原理が貫かれる領域をできる限 り拡張し、同時に、国家の秩序維持機能を強 化して、市場原理から来る社会の分裂傾向を 押さえ込むことをめざしていた。

他方では、左翼(左派)勢力・社会民主主義的勢力が、「福祉国家の再編」あるいは「第三の道」を掲げ、新自由主義的改革がもたらす「痛み」を和らげる措置を同時に追求した。しかし、その政策の基本は、市場原理の活用におかれていたために、全体としてみれば、基本的には、世界規模で再資本主義化の方向が採用されてきたといえる。新しい右翼運動の特徴は、総括的にいえば、〈再資本主義化のなかの右翼運動〉ということである。

これをさらに詳細にみれば、第一に、福祉 国家の政治的意思決定システムへの不満が背 景になっている。政治システムの安定のもと で、政治的決定過程に政治家とその顧客とし ての利益団体との密接な関係が浸透する。こ の現実にたいして、顧客として重視されるこ とのない未組織の人びとの不満が高まり、あ るいは顧客として重視されている利益団体に あってさえ、内部のエリート主義によって無 視されがちな下層構成員の不満が鬱積するよ うになる。彼らにとっては、利益団体の役員 たちが一種の特権階級のように映るのであ る。これは、福祉国家の政治体制としての自 由主義的民主主義が機能不全を起こし、寡頭 制的性格が強まってきたことからくる問題で ある。それが、既存体制への抗議と民衆の利 害の尊重を叫ぶ政治家が民衆を動員するため の条件となるのである。

とりわけ、オーストリアのように、社会民主主義政党が政権を担当している際には、労働組合がもっとも強力な圧力団体になる。労働組合の幹部は、民衆には一種の特権階級のように映り、新しい右翼運動の格好の攻撃目

標となる。この点では、国有鉄道をはじめと する、公的機関や公共企業体の従業員も同様 である。

第二に、新自由主義の席捲のもとで、公的 権力による介入がなされていた領域が縮小さ れ、ますます大きな領域が市場原理にゆだね られるようになる。自由競争原理は、この場 合は経済的競争に限定されない。人間の社会 生活の全領域で、協調・協力の側面ではな く、競争・闘争の側面が強調されることにな る。最終的には、赤裸々な生存競争(生き残 り競争) そのものが、発展をもたらすものと して肯定されることになる。また、競争・闘 争のもつ精神的緊張は、国民の攻撃性の高ま りとなってさまざまな生活局面において現わ れる。さらに、生存競争にともなう精神的緊 張感(昂揚)のもたらす「生の充実感」への あこがれとなって、とりわけ若者のあいだに 攻撃的ニヒリズムを助長することになる。

第三に、本稿が研究対象としているヨー ロッパでは、資本主義経済のグローバル化の なかで、ヨーロッパ共同体(EU)という形 態で、ヨーロッパの政治的経済的統合をめざ す方向で問題の解決がはかられた。すでに部 分的には、政治的経済的統合が達成され、そ の規模が拡大されつつある。しかし、グロー バル化にともなって、個別の国家内部でも、 民族間の接触が頻繁になり、軋轢が激しく なっている。すでに、60年代以降、ヨーロッ パ先進諸国に外国人労働者が導入されること によって、ヨーロッパにおけるイスラム文化 との接触は進んでいたが、外国人労働者集団 が独自の文化集団として定着してきたことに よって、また、高度経済成長の終焉によって、 いわゆる「パイの奪い合い」が激化するなか で、相互理解と協調の発展ではなく、対立と **軋轢が激しくなる事態となった。また、難民** を含めた移民全体の増加によって、イスラム 人口が増加し、ヨーロッパ諸民族内部では、 それを自民族の文化的衰退の兆候として、民 族的危機としてとらえる意識が高まることに もなった。

争点としての移民問題

軋轢の高まりとともに、諸集団の自己防衛メカニズムが作動し、諸集団は凝集力を高めて自己防衛に努めることになる。一般に、集団が凝集力を高めようとする際に、家族からはじまって地域、地方自治体など、集団形成のさまざまな単位がそのきっかけとなりうるが、ヨーロッパの現状において、もっとも重要な契機は民族(エスニック集団)であり、民族間の対立がもっとも先鋭な対立として浮上する。自民族の利害と文化的アイデンティティの擁護を課題とするナショナリズムの昂揚をいかに処理するのかが問題となり、移民問題が最大の争点となるのである。

新自由主義は、本来、ネイションの枠(国境)を跳び越える。商品と資本と労働力の自由な移動を求めて、ナショナルな利益の擁護とは対立する局面が生じるはずである。しかし、現実政治においては、新自由主義は、秩序維持機能の強化のために、伝統的価値観を擁護し、ナショナルな価値を強調するようになる。いわば新自由主義が保守主義と結合することになるのである。

本稿では、この保守主義的秩序維持政策と 新自由主義的経済政策の結合を「新保守主義」 と呼んでいる。実際、新自由主義を果敢に追 求したサッチャー政権は、他方で、伝統的な 家族のあり方を要求し、労働組合活動の押さ え込みをはかり、「フォークランド戦争」を 契機としてナショナリズムを昂進させ、支 としてナショナリズムを昂進させ、で によって追求されるナショナリズムは、「新 しい右翼運動」にとっても、勢力伸長のチャ ンスを与えてくれる。自由放任思想とナショナリズムの結合は、すでに一九世紀後半の、 社会ダーウィニズムにおいてその先例をみる ことができるが、これについてはここでは詳 論しない。 歴史的背景をこのようにまとめるならば、これは、ヨーロッパ諸国にほぼ共通のものである。以下では、「新しい右翼運動」について、これまでに提起されている、いくつかの定義を検討する。

3. いくつかの定義の試み

(1)新右翼

1980年代中葉以降の「新しい右翼運動」を、一般的には「新右翼」と呼ぶことができる。しかし、これは時代的な新しさにかかわる概念であり、内容的にはかつてのファシズム運動との違いを「新しさ」として規定した概念である。さらに一歩を進めて、この「新しさ」を内容的に規定しようとすると、その正確な性格規定はかならずしも容易ではない。

まず、わが国で早くからこの運動の新しさを強調して「新右翼」という概念を使用してきた山口定の規定から検討しよう。山口定は「ヨーロッパ新右翼」という概念を提起しているのであるが、かならずしも、積極的に定義しているわけではない。むしろそこで強調されているのは、「新右翼」が、伝統的な右翼とも、ネオ・ファシズム(ネオ・ナチズム)とも同一視できないという点である。

山口が議論の手掛かりとして検討しているのは、ヨーロッパ議会の調査委員会の報告書である。この調査委員会は、「ヨーロッパにおける人種主義とファシズムの復活」について調査することを目的に設置されたが、1985年11月に報告書(本文142頁、付属資料251頁)を提出した。山口は、報告書の二つの重要概念、すなわち「人種主義」と「ファシズム」の定義を確認したあと、この報告書が、ファシズムとの連続性を強調しすぎるために、「新しい右翼運動」の特殊性と多様性とを把握し損ねていると批判する。すなわち、この報告書は、「80年代中葉以降の『ヨーロッパ新右翼』の認識の仕方については、本稿の基調とは力点を異にして、戦間期ファシズムと

の連続性を強く押し出しすぎており、その結果、現在の「ヨーロッパ新右翼」の特殊な歴史的位相とその注目すべき多様性の正確な把握については問題を残しているように思われる」⁽⁴⁾と。

山口にとって、「新右翼」をめぐる複雑な状況は「現在[80年代中葉以降]のヨーロッパ独特の新しい歴史的状況の産物である」(5)。その「新しい歴史的状況」として、彼は、以下の5点を指摘する。すなわち、①失業者問題(とりわけ若者の失業問題)の長期化と構造化。②外国人労働者・難民の増大にたいする対応での対立。③「ヨーロッパ人」としてのアイデンティティと自国の文化や伝統との対立。④ヨーロッパ諸国の戦後デモクラシー体制と産業構造や若者の意識の変容との矛盾。⑤古いイデオロギーの崩壊による若者たちの精神的空白(6)、である。

以上のように、山口は、まず、「新しい右 翼」と「古い右翼」とを区別し、そのうえで、 古い右翼を、「伝統的右翼」と「ファシズム 的右翼」(ネオ・ナチズム、ネオ・ファシズム) とに区分する。したがって、山口においては、 80年代中葉以降、いわゆる右翼的集団は、三 つの集団――①新右翼、②伝統的右翼、③ファ シズム的右翼(ネオ・ナチズム、ネオ・ファ シズム) ――に分類されることになる。山口 は、最近の邦語文献においては「右翼」概念 の代わりにしばしば「極右」という言葉が使 用されるようになっている、と肯定的に指摘 しているので、右翼と極右とはほぼ同義とな り、三集団は、①新極右、②伝統的極右、③ ファシズム的極右と呼ぶこともできることに なる。

他方では、彼は、いずれの国においても「合法主義を選ぶ極右とそれを拒否する行動派極右との対立」(*)が存在すると考えているので、選挙と議会闘争を肯定するか否かという点も、重要な指標になっていることがわかる。もちろん、山口のいう「新右翼」は合法

主義的極右である。

さらに、山口は、アルミン・プファール=トラウクバーの、極右イデオロギーの定義 (①ナショナリズム、②権威主義、③反多元 主義、④不平等のイデオロギー)を手掛かり にして、新右翼のイデオロギーの特徴につい て、以下のように指摘している。

第一に、ナショナリズムに関しては、山口は新右翼の多様性を強調する。彼によれば、新右翼の多くは、同時に「ヨーロッパ・ナショナリズム」の立場を主張しており、他方では、旧来の国民国家を擁護しようとする新右翼も存在すると述べ、具体例としてドイツの国家民主党をあげる⁽⁸⁾。また、今日の新右翼のナショナリズムは、一般に防衛的、とりわけ文化防衛論的であることも注目を要する、と指摘する⁽⁹⁾。さらに、山口によれば、「地域民族主義」(=地域主義的なエスノ・ナショナリズム)の立場(具体例はベルギーのフランデレン民族主義の運動)もあるという⁽¹⁰⁾。

第二に、「権威主義」については、山口は、「新しい右翼」の業績主義的権威主義(能力や業績による権威主義)に着目する。かつてのナチズムにおいても、その権威主義のあり方は、身分制的なものから業績主義的なものへと、その転換がかなり進展していたが、今日の「新しい右翼」の業績主義は、個人の能力と業績による階統制の確立を、手段ではなく目的として要求している、と指摘する(11)。

第三に、「反多元主義」という特徴については、それが「新しい右翼」には、かならずしも当てはまらず、今日の「新しい右翼」は、しばしば公然と「多元主義」的でさえある、と主張する。それは、リベラル派の「多文化主義」には反対するが、「差異への権利」を主張し、種を異にするものの「棲み分け」(=自分たちの領域には外国人は立ち入らせない)の権利を主張するという意味で「多元主義」の主張を特徴としている、と指摘する(12)。

第四に、「不平等のイデオロギー」についても、「古い右翼」がいわば上・下の垂直的不平等の主張であったのにたいして、今日の「新しい右翼」は、いわば水平的な、質の不平等=差異を擁護しようとする傾向を見せているという(13)。

新右翼と新保守主義の類似性

新右翼のイデオロギーについての検討の結果として、山口は、新右翼と新保守主義の類似性を主張する。すなわち、「『新しい右翼』のイデオロギーは、価値観のレベルでは、『古い右翼』とはかなり対照的であり、逆に保守主義、とりわけ新保守主義との区別がつきにくくなってきている」(14)と。また、両者の経済政策の類似性(新自由主義的経済政策)を根拠に、「場合によっては、「新しい右翼」と「新しい保守主義」との相違は、イデオロギーのレベルよりも、暴力的行動への歯止めの有無や、現状への不満の程度にしか認められないといってよいかもしれない」(15)と。

こうしてみると、山口の議論は、「新しい右翼運動」の〈政治スタイル〉に注目する「右翼的ポピュリズム」論に接近していることがわかる⁽¹⁶⁾。この点については、本稿では詳論しないが、いずれにせよ、山口のいうように、「代替的な体制構想を容易には提示できないところに」、今日の「新しい右翼」の政治運動としての弱点があることは間違いない⁽¹⁷⁾。このイデオロギー面での弱さから、新右翼は、抗議運動以上のものになることはできず、その国の政治全体が右傾化(新自由主義化)すればするほど、その影響力は小さくなり、運動として凋落することになるのである。

ところで、「新」という言葉は、新しい社会現象を規定するためのもっとも初期的な規定語であり、研究の進展とともに、さらに内容を重視した詳細な規定が行なわれることになる。ここでは、「新右翼」概念にたいする批判として、エックハルト・イェッセの議論

を検討しよう(18)。

イエッセは、代表的な「新右翼」定義を検 討し、「新右翼」概念の不明確さを批判する。 彼によれば、たとえば、アルミン・プファー ル=トラウクバーは、ヴァイマル共和国にお ける保守的革命の思想財を範とする極右的潮 流として「新右翼」をとらえる。また、ヴォ ルフガング・ゲッセンハルターにとっては、 新右翼とは、民主主義的な保守主義と極右と をつなぐ蝶番の役割を果たしている集団であ る。さらに、スザンネ・マンティーノは、極 右と保守主義とのあいだのグレーゾーンと して新右翼をとらえ、トーマス・プファイ ファーは、個人にたいする集団的なるもの(民 族、国民、国家)の優位を説く論者として新 右翼をとらえる。プファイファーにとって は、こうした新右翼の思想を、極右的と評価 するのは正しくないことになる。こうして、 新右翼概念はますます拡張されることにな る(19)。これがイェッセの結論である。

結局、「新」という規定語は、新しい現象にまず名前をつけなければならないという要請に応じたものであり、研究の進展につれて概念が拡張され、曖昧なものになることを免れないのである。より正確な規定が現われるまでの暫定的な名称として理解すべきなのであろう。

(2)移民排斥運動(急進的右翼ポピュリズム)

新しい特徴を「新」という規定語で漠然と表現する方法から、さらに一歩進むと、いくつかの特徴から、もっとも重要と思われる争点に着目し、それを核としていくつかの特徴をまとめて定義する方法が考えられる。ここでは、英語圏の研究から、最重要争点として、移民問題を取りあげ、〈移民排除の運動〉である点に焦点を当てて「新しい右翼運動」をとらえる方法として、「新しい急進的右翼ポピュリズム政党」についての共同研究『排除の運動:西側世界における急進的右翼ポピュ

リズム』(20)を検討しよう。

編者のイェンス・リュトグレンによれば、これらの政党は、オーストリアやベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、ノルウェー、スイス、オランダなどの西欧諸国やオーストラリア、カナダ、ニュージーランドなどにおいて、国政レベルで議員を擁している。彼らの研究対象は、本稿でいう「新しい右翼運動」とほとんど重なるが、具体的に国政レベルで議員を擁している政党に着目している点、そして、西欧のみならずカナダとオセアニア地域にまで対象国を拡大している点が特徴である。

この研究は、これらの政党に共通の特徴を 〈移民排除〉の運動である点に見いだしてい る。リュトグレンによれば、それらの政党に 共通の特徴は、「排除の運動」である点にあ り、具体的には〈移民排除〉をその中心的課 題としている。彼らは、移民の流入を制限し、 すでに居住している者については同化をはか ろうとする。これらの政党にとって、主たる 敵は「多文化主義の理念と実践」であり、 「文化的多様性の概念は……公然と非難され る」べきものである。「民族的混交 (ethnic mixing) は文化の死滅を招くものであり」、 世界のさまざまな文化や民族の存在を守るた めには、民族的混交を避けなければならな い。民族的同質性は「国際的スケールで民族 的多様性を維持するために必要な条件 (21)で ある、という。リュトグレンによれば、これ が急進的右翼ポピュリズム政党の方針の基本 的枠組みである。

さらに、リュトグレンは、以下のような、 移民排除のための共通の主張をあげる。第一 に、移民のための費用がかさみ、それが「西 側社会の、気前よく給付する福祉プログラム にとって脅威」になっていると主張する、い わゆる「福祉ショーヴィニズム」を指摘す る。移民が教育・医療・福祉を食い物にして いるという非難である。第二に、移民が現地 人の職を奪い失業の原因になっているという 主張である。さらに、移民は、当地の文化や 規範、法律に従って行動せず、治安悪化の原 因となっていると主張される。この点につい ては、最近は、性犯罪に焦点が当てられてい る⁽²²⁾、という。

移民排除に加えて、リュトグレンは、第二の特徴として、これらの政党が、支配層に敵対するポピュリズム運動である点を指摘する。これらの政党は、社会の基本的敵対関係を、政党間の対立でも階級間の対立でもなく、人民と支配層のあいだにあると考えている(23)、というのである。本来、この点は、たんなる政治スタイル(レトリック)の特徴の問題ではなく、「新しい右翼運動」を分析するうえで重要な論点になるはずである。しかし、同書では、ポピュリズムについてはこれ以上の言及はなく、十分な分析がなされないまま、共通の了解事項とされている。

同書において、アムステルダム大学のマイ ンデルト・フェンネマは、「急進的右翼ポピュ リズム政党」という共通定義を前提にしつ つ、とくに「極右」という概念を批判して、 本稿でいう「新しい右翼運動」全体を「反移 民政党」(anti-immigrant parties) と呼んでい る。すなわち、「すべての急進的右翼政党が 共通にもっている唯一の綱領的な争点は、移 民と政府の移民政策とにたいする憤慨であ る。したがって、これらの政党を極右と呼ぶ のは誤解を招きやすい。その代わりに、われ われは反移民政党と呼ぶことにする」(24)と。 そこで指摘されているのは、「新しい右翼運 動」とファシズムやナチズムとの断絶であ る。フェンネマによれば、それらの政党のな かには、「極右概念に潜在している継続テー ゼ」に適合する政党もあるが、しかし、「大 部分の反移民政党はネオ・ファシスト的なク ラブや徒党を引き継ぐものではないのであ る」⁽²⁵⁾。フェンネマは、ドイツの「共和党」 や「オーストリア自由党」、デンマークの「進 歩党」、スウェーデンの「新民主主義党」、オランダの「ピム・フォルタイン・リスト」などを例にあげながら、西欧の反移民政党の特徴を三点に絞って論じている。以下、彼の主張を検討しよう。

彼によれば、第一に、反移民政党のなかには、第二次世界大戦以前のファシズム運動とのつながりをもつものも存在する。フェンネマは、自分たちの出自がファシズム運動にあることを公然と認め、賞賛するすべての政党を「極右政党」と呼ぶ。イデオロギーに限るなら、「極右はファシズムに等しい」。彼は、「極右政党」を「ネオ・ファシズム政党」と言い換えてもいる。結局、フェンネマにとっては、「極右」概念は「ネオ・ファシズム」概念に等しいのである⁽²⁶⁾。

反移民政党の第二の特徴は、移民を蔑視し、政府の移民政策に憤慨することである。いくつかの政党は、移民が文化的、人種的に劣っていることを根拠に、移民の流入制限を要求する。これらの政党を、フェンネマは「人種主義政党」(27)と呼ぶ。とはいえ、フェンネマによれば、この人種主義は、旧来の植民地型人種主義とは異なり、生物学的根拠というより、生物のメタファーを用いている。「植民地型人種主義は、服従させることを狙っていたが、新しい――あるいはエスニックなー人種主義は、排除を狙っている」。人種的不一致よりも文化的不一致を根拠として自分たちの政策を擁護する、とフェンネマは指摘するのである(28)。

第三の特徴は、ふつうの人びとを賞賛し、健全な民衆感情の代弁者であることを自任することである。こうした政党を、フェンネマは「ポピュリズム政党」あるいは「抗議政党」⁽²⁹⁾と呼ぶ。この第三の特徴としてフェンネマが着目している点は、言説のあり方、すなわち「ポピュリズム的言説」である。そのもっとも一般的な特徴は、「彼らが政治的支配層を技術的には無能であり、道徳的には堕

落しているとみなしている」(30) ことである。 既成政党も自己の利益にのみ狂奔していると 非難される。さらに、直接民主制的要素を強 化することによって、社会問題を解決できる と主張する。加えて、こうした政党は、革命 政党とは異なり、既存の政治体制を取り替え ようとするのではなく、むしろ、反政治的で ある。政治綱領をまったくもたない政党もあ る、という(31)。

ポピュリズム政党の主張は、人種主義政党とは異なり、犯罪と失業をなくし、移民を停止することに限定される(32)。また、ポピュリズム政党は極右政党からも区別されるべきである。ポピュリズムが極右政党に同調するのは、極右イデオロギーの反既成政党、反支配層の主張だけである(33)。フェンネマが具体例としてあげるのは、デンマークとノルウェーの進歩党、スウェーデンの新民主主義党である。フェンネマは、このポピュリズム型の反移民政党のみが生き残るだろうと予測している(34)。

以上のように、フェンネマは、本稿でいう「新しい右翼運動」全体を「反移民政党」という概念で総括し、さらに、これらの政党がもつ三点の特徴を明らかにするために、「極右的」「人種主義的」「ポピュリズム的」という、より詳細な規定語を用いている。つまり、「反移民政党の三つのタイプ」(35)があることを想定しているのである。

しかし、容易にわかるように、「極右」と「人種主義」と「ポピュリズム」という三つのカテゴリーは、種類を異にするカテゴリーであり、規定語として相互排他的ではない。したがって、概念が重なることも多く、フェンネマ自身それを認めている。すなわち、「極右と人種主義とポピュリズムを截然と区別することは難しい」(36)と。また、フェンネマは、「急進的右翼政党」(radical right)という概念を総括的概念として用いており、「極右としての急進的右翼」「政治的人種主義とし

ての急進的右翼」「ポピュリズムとしての急 進的右翼」について詳細に論じているのであ る。

しかし、この「急進的右翼」概念と「反移 民政党」概念という二つの総括的概念の相互 関係は論じられてはいない。「反移民」とい うのは、本来、一つの争点をあらわしている にすぎず、この点を強調するのであれば、「反 移民」の単一争点政党ということになるはす である。概念の混乱というべきであろう。ま た、「極右」という概念が広義と狭義と二つ 存在している。フェンネマが、一方では、総 りに「反移民政党」という概念を用いるが、 りに「反移民政党」という概念を用いるが、 他方では、狭義の「極右」概念(ネオ・ファ シズムと同義)を叙述に利用していることか ら来る混乱である。

ハンス=ゲオルグ・ベッツも「急進的右翼 ポピュリズム政党」という共通定義を前提に して、2003年10月の総選挙における、「スイ ス人民党」(Schweizerische Volkspartei)の劇 的な躍進(第四党から第一党へ)を受けて、 あらためて、急進的右翼ポピュリズムの本質 とその政治的成功の秘密に迫ろうとした(37)。 そして、スイス人民党と「ニュージーランド・ ファースト党」、ベルギーの「フラームス・ ブロック」(38)の言説を中心に検討し、結論 的には、ベッツは、急進的右翼ポピュリズム の政治的成功の要因を、既成支配層への民衆 の不満 (ポピュリズム) を排外的な自民族優 先のプログラム (ナショナリズム) と結びつ けた点に見いだしている。すなわち、彼によ れば、「1990年代に、急進的右翼ポピュリズ ム政党は、新しい勝利の方式を生み出した。 それは、政治的支配層と文化的エリートとに 反対する民衆動員と、『自民族』の利益を絶 対的に優先せよという要求をその本質とする 排外的な『自民族支配のethnocratic』プロ グラムとを結びつけるものである」⁽³⁹⁾。

ベッツは、ポピュリズムの定義について

は、既成の権力構造と支配的な思想・価値観とに反対するよう普通の人びとを動員するための「政治的レトリックのスタイル」という、マイケル・ケイジンとマーガレット・カノヴァンの定義を肯定的に引用する。そして、その核心が「民衆のルサンチマンをあおり立てること」にあることを明らかにする。ベッツによれば、ルサンチマンは、自分自身の弱さや無力感を繰り返し経験することから人びとの心に生まれ、それは、受動的な感情ではなく、「つねに、行動を求め、急進的な変化を求める願望を引き起こす」(40)と主張する。

ベッツは、典型的なポピュリズムのレト リックとして、ニュージーランド・ファース ト党党首ウィンストン・ピータースの言説を 分析する。そして、結論的には、「右翼的ポピュ リズムの戦略的言説の主たる構成要素」が、 以下の三要素、すなわち「反エリート主義、 普通の人びとの常識に訴えること、さらに多 分もっとも重要なものとして、右翼的ポピュ リズムが『真の』民主主義の、唯一の本物 の擁護者だという主張」(41)であると述べる。 ベッツによれば、急進的右翼ポピュリズムの 言説の狙いは、結局、既存の政治的文化的エ リートの信用を落とし、権力への彼らの影響 力を衰弱させ、既存のエリートを普通の市民 たちを代弁する『本物のエリート』に取り替 えることなのである(42)。

ベッツによれば、この点では、スイス人民党も同様である。クリストフ・ブロッハーの指導のもとで、「スイス人民党は、急進的な反体制政党に変化し、スイスの伝統的多極共存型システムに満足しない活動家たちが再結集する集合点となったのだ」(43)と主張する。

ベッツにとって、急進的右翼ポピュリズム が成功した第二の原因は、民族という視点を 重視して、移民に対抗して、実現可能な具体 的政策として「自民族の利益の優先」を要求 した点にある。ベッツによれば、「自民族優 先」(あるいは自国民優先)というスローガ ンは、1990年代には、ほとんどすべての急進的右翼ポピュリズム政党の採用するところとなったという(44)。この点を強調するためにベッツが用いる概念が「エスノクラシー」(自民族支配、自民族中心主義)である。ベッツにとって、エスノクラシーの本質は、「国家権力のもっとも重要な手段が特定の民族集団によって統制されることを保障すること」(45)である。彼は、この概念によって、急進的右翼ポピュリズムの自民族優先の言説を把握するのである。

いわゆる「福祉ショーヴィニズム」をめぐる議論は、この自民族優先を福祉領域で問題にしている。移民のなかの成功者と対比しつつ、なぜもっと苦労している自民族(自国民)を助けないのかという素朴な民衆感情を背景にして生まれてきた移民排斥の感情を指摘しているのである。つまり、政府は、自民族より移民を優先し、自民族の犠牲のうえに移民の利益をはかってきた、と政府と既存支配層を非難しているというのである。

そして、自民族の利益は、ナショナル・アイデンティティの問題と密接に関係する。ベッツは、ニュージーランド・ファースト党やスイス人民党、フラームス・ブロックの議論を紹介しながら、自民族のアイデンティティが彼らの言説のなかで重要な位置を占めている点を指摘する。いわゆる「アイデンティティ政治」は、もともと、民族的少数派の文化的アイデンティティをいかに保護するかという問題関心から論じられてきたが、「新しい右翼運動」においては、同じナショナリズムの論理が、多数派民族のアイデンティティを守るために使われているのである。

最後に、ベッツは、この運動が西側の自由 民主主義にたいする鋭い挑戦となっていることを強調する。ベッツによれば、急進的右翼 ポピュリズムの対案は、直接民主制である。 彼らは、人民の意志に絶対的優先を与える人 民投票型のシステムを提起しており、これ が、有権者の関心を引いているというのである。また、急進的右翼ポピュリズムの主張は、 決して荒唐無稽なものではなく、それなりの 正当性をもっている、とベッツは警告する。

一般に、自由民主主義は自由主義的要素と 民主主義的要素という二つの要素の妥協とし て成立しているが、ベッツが強調するのは、 自由主義的要素である。すなわち、重要なの は、「人民の意志はたとえ理論的には至上の ものであっても、憲法の規定や、法の支配一 ―訓練を受けた専門家や権威者によって形成 され支持される――によって制御されなけれ ばならないという考えである。そのことが多 数派の専政から少数派を守るのである。(46) と。結局、ベッツは、開かれた寛容な社会を 擁護する立場から、民衆の、関心や不安、ル サンチマンなどにそれなりの根拠があること を承認し、「新しい右翼運動」とは別の立場 から、民衆の関心に対処することの必要性を 主張しているのである。

いずれにせよ、「新しい右翼運動」につい ての、このグループの定義は、「ポピュリズム」 と彼らが名付けた、支配層に敵対する〈政治 スタイル〉に着目し、「移民問題」が最大の 争点であることに焦点を当てている⁽⁴⁷⁾。し かし、他方では、「急進的右翼」という規定 が、このグループの了解事項として前提にさ れている。彼らは、「極右」概念はファシズ ムに等しいと考え、「新しい右翼運動」がファ シズムと異なることを強調するために「急進 的右翼」という規定を用いている。結局、ナ ショナルな要素は、「急進的右翼」概念に吸 収され、それに政治スタイルとしての「ポピュ リズム」を結びつけて、「急進的右翼ポピュ リズム」と定義しているのである。結局、「反 移民」を最大の課題とする急進的右翼ポピュ リズム政党というのが彼らの定義なのであ

しかし、「新しい右翼運動」を定義するに は、現在の政治空間における他のベクトル(他 の政治潮流・党派)との関係を明らかにする ことが必要である。この点で、ドイツ語圏で、 政治潮流全体(政治空間)を視野に入れなが ら、「新しい右翼運動」の位置づけを試みた ウーヴェ・バッケスの議論が参考になろう。 以下では、彼の議論を検討する。

(3)過激右翼(極右)

バッケスは、新しい右翼運動をめぐる「途 方もない概念の混乱」を解決するために、英・ 独・仏・伊語圏の文献を渉猟し、無数の定義 のなかから、重要と思われるものについて、 その長所短所を明らかにした⁽⁴⁸⁾。

「新しい右翼運動」の定義のために用いら れている概念として、バッケスが列挙してい るのは、以下のような概念、すなわち、極右 (Rechtsextremismus) 極端な右翼 (extreme Rechte) 急進的右翼 (radikale Rechte) 右 翼急進主義(Rechtsradikalismus) 新右翼 (neue Rechte) ポピュリズム (Populismus) 新ポピュリズム (Neopopulismus) ナショナ ル・ポピュリズム (National populismus) 右 翼的ポピュリズム (Rechtspopulismus) 原 理主義 (Fundamentalismus) ナショナリズ ム (Nationalismus) などである。バッケス によれば、このうち、国際的にもっとも頻 繁に用いられている概念は、極右(Rechtsextremismus) あるいは極端な右翼 (extreme Rechte) である。これらの概念のうち、バッ ケスは、結論的には、「極右」概念が他の概 念にくらべて難点が少ないとして、「極右」 概念を基礎としてさらに包括的な概念規定を めざすのである⁽⁴⁹⁾。

バッケスの議論においては、イタリアの政治・法哲学者ノルベルト・ボッビオの議論が基礎となっていることが明らかであるので、ここでは、まず、ボッビオの『右と左――政治的区別の理由と意味』⁽⁵⁰⁾で展開されている議論を確認する。

ボッビオは、政治的党派を分類するに当

たって、二つの軸を設定する。すなわち、第一の軸は、過激(極端)か穏健か、である。ここでは「政治の方法」が問題になる。第二の軸は、左翼か右翼か、であり、ここでは「政治的価値」が問題になる。ボッビオによれば、この二つの軸は重なることはない。したがって、右翼にも左翼にも穏健派と過激派が存在することになる⁽⁵¹⁾。

まず、「過激(極端)」概念について、ボッビオによれば、左右の過激派の共通点は、「民主主義を軽蔑している」点にある。すなわち、過激派は、右であれ左であれ、妥協的な実践と、その精神的基盤である慎重さ、忍耐、調停などの商人的美徳を嫌悪し、勇敢さ、大胆さなどの戦闘的武人的美徳を好むということである。それは、暴力の礼賛にまでならずとも、それを正当化することになる(52)、とボッビオはいう。

他方、左翼・右翼の概念は、ボッビオにあっ ては、「平等」をめぐるベクトルあるいは方 向性の違いを示す概念である。彼によれば、 右翼・左翼を分けるものは、平等についての 考え方である。左翼は、平等主義的である。 彼らは「人間に共通するものを尊重し、その ことがよりよい共存のために重要だと考え る」。そして、右翼は、非平等主義的である。 彼らは「よりよい共存を実現するために、人 間のあいだの相違を尊重し、また相違が重要 だと考えている」(53)。 つまり、平等をさらに 拡大しようとするか不平等を拡大しようとす るか、平等をめぐるベクトルの違いこそ決定 的なのである。結局、平等主義への傾向をも つのが左翼、不平等主義への傾向をもつのが 右翼ということになる。

右翼・左翼概念がベクトルの違いであることを強調するために、ボッビオは、マルコ・レヴェッリの研究を援用して、左翼・右翼概念の相対性を指摘する。すなわち、右・左という言葉は、「はっきり固定された内容を指す言葉ではない。時代や状況によって、さま

ざまな内容を指すことができる」。「右と左が 対立関係をあらわすということは、右と左に 同時に所属しえないということを意味するだ けだ」⁽⁵⁴⁾と。つまり、時代が異なれば、右に 属することと左に属することが内容的に同じ であることがありうるのである。

具体例を考えてみよう。ボッビオによれば、平等な分配という場合、そこには三つの要因、すなわち、①受益の主体の範囲、②配分される利益、③配分の基準(55)、が絡む。彼によれば、男女普通選挙は男子普通選挙より平等であり、男子普通選挙も男子制限選挙より平等である。また、自由権に加えて社会権を全市民に保障する社会民主主義は、自由主義的民主主義より平等主義的である(56)。さらに、必要に応じてそれぞれにという分配原理は、序列に応じてそれぞれにという分配原理は、序列に応じてそれぞれにという分配原理より平等主義的である(57)。

しかし、ボッビオによれば、左翼の主張す る平等は、「平等至上主義」とは異なる。彼 によれば、「平等至上主義」とは、あらゆる ものを、すべての人びとのあいだで、何の基 準もなく、平等に分配することである⁽⁵⁸⁾。 この概念は、平等をめぐる右翼からの批判を かわすためにボッビオが設定したものであ る。一般に、人間の平等をめぐる右翼からの 批判は、人間が本来的に不平等であることを 根拠にしている。したがって、右翼からの批 判は、平等至上主義への批判としては当たっ ている。しかし、ボッビオ自身も含めて、左 翼は、それなりの不平等の必要性を是認して いる。人間は、平等でもあり、同時に不平等 でもあると認識している、というのである。 ボッビオにとっては、「左翼は平等主義的だ と主張することは、平等至上主義者であるこ とを意味しない」(59)のである。

さて、バッケスは、こうしたボッビオの議論を基礎としながら、「過激」概念をさらに詳細に展開する。すでに述べたように、彼は、「極右」以外の概念はむしろ難点が多いと主

張して、極右概念を出発点とする。そのうえで、彼は、極右の上位概念として、「過激主義」 Extremismusを設定し、その概念によって極右と極左とを包摂する。

バッケスは、ヨーロッパにおける過激・穏 健という対立概念の歴史をたどりながら、結 論的には、「過激主義」を立憲民主制(自由 主義的民主主義)の制度と思想に敵対するも のとして理解する。バッケスによれば、「過 激」とは、「民主主義的な立憲国家が放棄で きない価値、手続き、制度などに敵対する政 治心情と努力」であり、「利益や意見、世界 観などの多様性を正当と考える思想を許容し ない排外的な政治志向」(60)をさしている。さ らに、バッケスによれば、立憲国家の本質は 「市民の自由およびそれと分かちがたく結び ついている多元主義の擁護」(61)にあり、過激 主義は、その多元主義に敵対して、「認識と 真実を独占」しようとして、自己の認識の正 しさに固執するのである。それゆえ、逆から みれば、「穏健」とは、哲学的相対主義を基 礎とした政治的リベラリズムの思想と制度に 立脚していることを意味することになる。

バッケスのいう「過激主義」が、立憲民主制にたいするアンチ・テーゼとすれば、さまざまな政治潮流がこれと結びつくことは容易に理解できる。過激主義には、右翼的な過激主義(「極左」)と左翼的な過激主義(「極左」)が存在することになる。極右と極左との二つの下位概念が過激主義のもとに包摂されることになるのである。

では、いかなる指標によって、右翼・左翼、あるいは右・左を区別するのか。バッケスはこの点では、ほぼ全面的にボッビオに依拠している。すなわち、平等へのベクトルを追求するのが左翼(左)、不平等へのベクトルを追求するのが右翼(右)である⁽⁶²⁾。

他方では、彼は、「過激・穏健」の区別を 「権威主義的・自由主義的」と言い換える。 すなわち、バッケスによれば、過激と穏健と のあいだの区別は、歴史的にみれば、少なくとも左翼・右翼の概念の区別と同じ程度に重要だ、左翼・右翼の区別が平等概念とかかわるとすれば、過激・穏健の区別は、自由の原理と、すなわち、「一方には、自由主義的な原理と運動、そして他方には、権威主義的な原理と運動、その両者を区別する原理」(63)と関係するのだ、と。

このように論じながら、バッケスは、「過激・穏健」、「右翼・左翼」という二つの軸を 交差させて、精神的政治的空間を以下の四つ に区切る。彼の主張をまとめよう。

第一が「極左」である。平等主義的で同時に権威主義的な運動を包摂する。そのもっとも重要な事例はジャコバン主義だった。第二は、「中道左翼」、あるいは「穏健左翼」である。これは、平等主義的で同時に自由主義的集団である。第三は、「中道右翼」、あるいは「穏健右翼」である。これは、自由主義的であるが、反平等主義的な集団である。政党としては、民主主義的で保守主義的な政党となる。第四が、「極右」であり、反自由主義的かつ反平等主義的集団である。極右のもっともよく知られた歴史的事例は、ファシズムとナチズムである。

結局、バッケスの議論では、政治空間が、過激右翼(極右)、穏健右翼、穏健左翼、過激左翼(極左)と、四つに区分されるのである。バッケスによれば、この四つの政治空間のうち、極右とは、「根本的な人間の平等というエートスを黙示的にあるいは明示的に否定する、政治的過激主義の一形態である」(64)。この定義は二つの要素を含む。第一に、極右は、「民主主義的な立憲国家に必須の価値や手続き規則、制度などを否定するという意味で過激である」。第二に、極右は、「原理的な人間の平等のエートスを拒絶する」。「根源的な反平等主義という意味で、右翼的と分類できる過激主義」(65)である。

以上のように、バッケスは、膨大な文献を

整理しながら、この「過激右翼(極右)」規定が、「過激」という言葉の歴史的流れに忠実であることを証明しようとした。それは、結論的にはボッビオのものとほぼ重なり、政治ジャーナリズムにおけるきわめて常識的な区分と一致するものとなっている。わが国における政治的言語としては、バッケスの政治的価値に関するベクトルである右翼・左翼とほぼ同義になる。また〈保守〉の内部の区分として用いられる〈タカ派・ハト派〉という言葉も、ベクトルとしての方向は、右翼・左翼と同じになる。

最後に、〈過激主義〉と〈急進主義〉に関して、確認しておこう。本稿では、基本的に、英語やドイツ語のradical (radikal)を「急進」と翻訳し、extreme (extrem)を「過激」と翻訳している。一般的には、日常用語では、〈急進〉は〈漸進〉と対義語の関係になり、〈過激(極端)〉は、〈穏健(適度)〉と対義語関係に立つ。「過激」には、「過激派」という言葉にみられるように、つねに暴力性が付随する。「急進」は、理論や観念の段階にとどまる根本性、根源性を意味していると理解している。

これはドイツの連邦憲法擁護庁の区別と大筋で重なるものである。すなわち、連邦憲法擁護庁は、ドイツ憲法(基本法)第21条を根拠に、非合法化すべき右翼的集団を「極右」(Rechtsextremismus)、監視対象ではあるが、非合法とはされない右翼的集団を「急進的右翼」(Rechtsradikalismus)と規定している。その具体的判断は、連邦憲法裁判所にゆだねられている。もちろん、本稿で列挙した諸政党がドイツの文脈でいわれる「極右」の範疇に属するわけではない。

「過激」は、元来、非難のための言葉であり、マイナスのシンボルなのである。 研究書では、バッケスの見解を援用するまでもなく、「過激な右翼」も「急進的な右翼」もほとん

ど同じ意味で用いられていることがしばしばである。

4. むすびに代えて

以上の検討を踏まえて、ひとまず、「新し い右翼運動」の定義にかかわる議論をまとめ よう。まず、政治空間(政治潮流)の区分と しては、これまで述べたバッケス(ボッビオ) の区分を用いて、「新しい右翼運動」を過激 右翼(極右)のなかに位置づけることができ るであろう。「過激右翼(極右)」は、その内 部に、現代版ファシズム運動としてのネオ・ ナチズム、ネオ・ファシズムを含んでいるが、 それよりも広い概念である。ただ、「極右」 概念は、現代版ファシズム(ネオ・ファシズ ム)を意味する場合がしばしばであるので、 その場合には、何らかの形で狭義であること を指示する必要がある。リュトグレンなどの グループによる「急進的右翼」概念も、バッ ケスの「極右」概念から、特殊な事例として ファシズム・ナチズムを除くなら、ほとんど 同じ概念になるであろう。

過激右翼と穏健右翼との違いは、政策的、 イデオロギー的には曖昧になる。新自由主義 経済政策やナショナリズムなど、共通点もないわけではない。両者の決定的な違いは、過 激右翼が既存の体制に責任を負うべき既成成 党ではない点である。「新しい右翼運動」は、 しばしば「抗議政党」と規定されることがある。それは、この運動が、激烈な既成政党批 判を展開し、既存の政治経済システムのあり 方全体にたいする抗議の声を代弁することが らくるものである。ときには、この運動は「革 命的」にさえ映じることがあるのである。

この点が、新しい右翼運動を「右翼的ポピュリズム」と規定する定義と関係する。この定義が、「極右」という定義と並ぶ有力な定義であることについてはすでに言及した。しかし、「ポピュリズム」概念には、19世紀末以来の長い歴史があり、近年の、政治スタイル、

活動スタイルに着目したポピュリズム理解では、そのもつ意味を十分には把握できない。 しかし、「ポピュリズム」概念の解明は、本稿に続く別稿の課題である。ここでは「新しい右翼運動」の、政治空間における位置を確認して、ひとまず稿を閉じることとする。

注

- (1) ドイツ語の Volkspartei は、いわゆる「国民政党」を意味する場合が多いので、政党名として用いられている場合は、本稿では、基本的には「国民党」と翻訳している。しかし、当該の政党が、支配層との敵対を強く意識している場合には、むしろ「人民」のニュアンスを生かして、「人民党」と翻訳している。 具体的には、Schweizerische Volkspartei は「スイス人民党」と翻訳し、既成の大政党であるOsterreichische Volksparteiは、「オーストリア国民党」と翻訳している。
- (2) 拙稿「オーストリア・ファシズムの諸問題」 弘前大学経済学会『弘前大学経済研究』第9号、 1986年。
- (3) 山口定「序章」、山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』(朝日新聞社、1989年)、16頁。
- (4) 山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』(朝日 新聞社、1989年)、20頁以下。ちなみに、山口に よれば、この報告書の人種主義の定義は、「さま ざまなグループのあいだの差別に基づく関係を生 物学的に正当化できるとする誤った推論」に依拠 した信念と行動、である。また、ファシズムの定 義については、「ファシズム」とは、①過度に強 調された攻撃的なナショナリズム、②政治的諸権 利並びに労働組合の権利を保障する議会制民主主 義にたいする暴力的並びに仮借なき拒否、③社会 を一党制国家並びにコーポラティズム的 (職能代 表制的) システムによって統合しようとする目的 で唱えられる激しい反共産主義と反資本主義、④ 一人種もしくは一民族の「優越」に基づいて主張 される外国人への敵視と恣意的な人間差別、⑤一 人の「指導者」の周りに結集する「民族共同体」 を脅かしかねないとされる特定の人間集団を「犠 牲の羊」もしくは「異分子」として丸ごと差別す ること、といった標識によって、その存在ないし 残存が認められるもの、である。

- (5) 同書、7頁。
- (6) 同書、32、33頁。
- (7) 同書、23頁。
- (8) 同書、27頁。すなわち、「国家民主党は、ドイツが軍事同盟から脱退してどのブロックにも属さない中立国家となり、「東と西の調停者」として影響力を行使すること、そうした役割を演じうる大国=「ヨーロッパの平和の保障者」になるために「1937年の国境を前提としたドイツとオーストリアの合併」を主張する」と。
- (9) 同書、27頁。
- (10) 同書、27頁。
- (11) 同書、28頁。
- (12) 同書、28頁。
- (13) 同書、28頁。
- (14) 同書、29頁。
- (15) 同書、29頁。
- (版) 「ポピュリズム」概念は、たんに〈政治スタイル〉 としては理解しきれない重要な側面がある。これ については別稿を予定している。
- (I) 山口定・高橋進編『ヨーロッパ新右翼』(朝日 新聞社、1989年) 29頁。
- (18) Eckhard Jesse, Von der Linken lernen?-Vier rechtsextremistische Intellektuelle im Vergleich, in: Uwe Backes, Hrsg., Rechtsextreme Ideologien in Geschichte und Gegenwart, 2003, S. 261ff.
- (19) Ebenda, S. 263f.
- (20) Jens Rydgren, ed., Movements of Exclusion: Radical Right-Wing Populism in the Western World, 2005. イェンス・リュトグレン (Jens Rydgren) は、スウェーデンのストックホルム大学に所属している。
- (21) Ibid., p. vii.
- (22) Ibid., p. vii.
- (23) Ibid., p. viii.
- ② Meindert Fennema, Populist Parties of the Right, in: J. Rydgren, ed., *Movements of Exclusion: Radical Right-Wing Populism in the Western World*, 2005, p.1. 下線部分は原文ではイタリックになっている。以下の引用でも同様である。
- (25) Ibid., p. 1.
- (26) Ibid., p. 4.
- (27) Ibid., p. 2.
- (28) Ibid., p. 9.
- (29) Ibid., p. 2.

- (30) Ibid., p. 10.
- (31) Ibid., p. 10.
- (32) Ibid., p. 12.
- (33) Ibid., p. 12.
- (34) Ibid., p. 19.
- (35) Ibid., p. 19.
- (36) Ibid., p. 2.
- (新) Hans-Georg Betz, Against the System: Radical Right-Wing Populism's Challenge to Liberal Democracy, in: J. Rydgren, ed., Movements of Exclusion: Radical Right-Wing Populism in the Western World, 2005. スイス人民党は、1990年代に急速に勢力を伸長し、1991年から1999年までに得票率をほぼ倍増(11.9%から22.5%)させていた。その後、さらに勢力を伸長させ、2007年10月総選挙では、得票率29%であった。同党のホームページによれば、9万人以上の党員を擁しているという。
- (38) フラームス・ブロックは、2004年に裁判所から 解党を命ぜられ、フラームス・ベラングと党名を 変更した。
- (39) Hans-Georg Betz, Against the System: Radical Right-Wing Populism's Challenge to Liberal Democracy, in: J. Rydgren, ed., Movements of Exclusion: Radical Right-Wing Populism in the Western World, 2005, p. 28.
- (40) Ibid., p. 28.
- (41) Ibid., p. 30.
- (42) Ibid., p. 31.
- (43) Ibid., p. 31.
- (44) Ibid., p. 34.
- (45) Ibid., p. 33.
- (46) Ibid., p. 38.
- (町) しばしば指摘されるように、いわゆる「移民問題」は、グローバル化の急速な進展のなかで、全世界的規模での政治経済システムの転換のなかで生じている。仮に、経済システムの崩壊というような危機に陥れば、少数派民族集団(エスニック・グループ)が新たなスケープゴートとされる可能性は十分にある。社会不安を抑制するためには、それを可能にする経済システムが必要である。現在の資本主義経済システムが住民に安定した経済生活を保障できないのであれば、それに代わるべき経済システムについての構想が必要となる。

- (48) Uwe Backes, "echtsextremismus."-Konzeptionen und Kontroversen, in: Uwe Backes, Hrsg., Rechtsextreme Ideologien in Geschichte und Gegenwart, 2003, S. 7ff.
- (49) Ebenda, S. 16.
- (例) ノルベルト・ボッビオ『右と左――政治的区別 の理由と意味』(片桐薫・片桐圭子訳、御茶の水 書房、1998年)、ボッビオの原著は1994年公刊。
- (51) 同書、31、32頁。
- (52) 同書、37、38頁。
- (53) 同書、97頁。
- (54) 同書、81頁。
- (55) 同書、90頁。
- (新) 現在の時点で、重要な論点は、教育権、労働権、 健康権などの社会権の問題である。
- (新) その根拠は、ボッビオのいうとおり平等主義にある。「教育権・労働権・健康権のような社会的 諸権利が存在する根拠は、平等主義にある。」(同 書、103頁)
- (57) 同書、91、92頁。
- (58) 同書、89 ~ 91頁。
- (59) 同書、92頁。
- (60) Uwe Backes, "echtsextremismus." Konzeptionen und Kontroversen, in: Uwe Backes, Hrsg., Rechtsextreme Ideologien in Geschichte und Gegenwart, 2003, S. 43.
- (61) Ebenda, S. 43.
- (62) Ebenda, S. 46, 47.
- (63) Ebenda, S. 47.
- (64) Ebenda, S. 49.
- (65) Ebenda, S. 49.